

指定小児慢性特定疾病医療機関について

この参考資料は、児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、法の「第2目 指定小児慢性特定疾病医療機関」の第19条の9から20の法律抜粋をまとめたものです。

指定・更新の申請及び変更の手続等

1. 指定申請について

- 児童福祉法第19条の9第1項の規定に基づき小児慢性特定疾病医療機関の申請をする場合は、柏市保健所へ「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を提出すること。
- 指定医療機関の要件(以下の医療機関等であること。)
 - ①保険医療機関
 - ②保険薬局
 - ③健康保険法に規定する指定訪問看護事業者※児童福祉法第19条の9第2項に該当していないこと(申請書の裏面参照)
- 指定医療機関の責務【法第19条の11・第19条の12・第19条の13】
 - ①指定医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
 - ②指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例による。
 - ③指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、市長の指導を受けなければならない。

2. 変更の届出等について

- 指定医療機関は、その名称及び所在地その他の申請の記載事項に変更が場合は、柏市保健所へ「指定小児慢性特定疾病医療機関変更届出書」を提出すること。(10日以内に届出)
【法第19条の14】
- 指定医療機関は、①業務を休止、廃止、又は再開したとき、②医療法等による処分を受けたとき、いずれかに該当する場合は、速やかに柏市保健所へ届けること(任意様式)。

3. 辞退の届出について

- 指定医療機関は1月以上の予告期間を設けて、指定を辞退することができる。【法第19条の15】

4. 指定の更新について

- 指定医療機関は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
【法第19条の10】
- 柏市保健所へ「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」を提出すること。

5. その他

- 柏市保健所は、指定小児慢性特定疾病医療機関について、指定小児慢性特定疾病医療機関の名称、所在地、また、変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は公示し、ホームページを通じて周知する。【法第19条の14】

指定医療機関に対する監督

1. 報告・出頭・検査

- 市長は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関して必要があると認めるときは、指定医療機関の開設者等に対し、報告や診療等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。【第19条の16】

2. 勧告・命令

- 市長は、指定医療機関が法の規定にしたがって小児慢性特定疾病医療支援を行っていないと認めるときは、指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、遵守すべきことを勧告することができる。
【第19条の17】
- 市長は、勧告を受けた指定医療機関の開設者が、正当な理由もなく措置しなければ、期限を定めて措置命令をすることができる。

3. 指定の取消し

- 市長は、以下の事由に該当する場合等には、指定医療機関の取消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。【第19条の18】
 - ・ 開設者が禁固刑以上の刑や児童福祉法等により罰金刑に処せられることとなったとき。
 - ・ 保険医療機関・保険薬局等でなくなったとき。
 - ・ 開設者が小児慢性特定疾病医療費の支給に関し重ねて指導や勧告をうけたとき。
 - ・ 診療方針等に違反したとき。
 - ・ 小児慢性特定疾病医療費を不正請求したとき。等

【問合せ先】

〒277-0004 柏市柏下65番地1
柏市保健所 地域保健課
電話04-7167-1257

【児童福祉法第19条の9第2項】

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 5 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法15条の規定による通知があつた日(第7号において「通知日」という。)から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人(当該辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申出に係る法人でない者(当該辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。